



大阪府登録文化財所有者の会 会報 第13号

大阪登文会だより

<http://www.culture-h.jp/tohroku-osaka/index.html>

発行：平成30年6月1日

発行者：大阪府登録文化財所有者の会

大阪市阿倍野区阪南町1-50-25

寺西方 TEL 06-6624-7618

平成29年度大阪府登録文化財所有者の会総会（第13回）レポート

日時 平成29年6月4日（日） 13:00～19:30

会場 箕面市 河鹿荘（箕面市景観重要建造物）

次第 第1部 13:00～15:30（参加者31名）

- ・視察会 中井家住宅（登録有形文化財）、澤村家住宅（登録有形文化財）、高橋家住宅（洋館）

第2部 15:30～17:00（参加者30名）

- ・通常総会 来賓 大阪府教育庁 文化財保護課 課長補佐 地村邦夫氏
京都府国登録有形文化財所有者の会 副会長 橋本眞次氏
会長挨拶 別所俊顕
議案 H28年度 事業経過報告、決算および監査報告
議案 H29年度 事業計画、予算、

- ・討論会 「大阪府登録文化財の保存と活用等の実態調査」の報告

大阪府登録文化財所有者の会 名誉会長 畑田耕一

第3部 17:00～19:30 懇親会 河鹿荘（参加者27名）

<視察会>

大阪府内で高級住宅地として知られている箕面市は、箕面の滝で有名で自然にもめぐまれており、明治の森国定公園に指定されています。

その歴史は古く、縄文時代の土器や石器が各地で見つかっています。そして、明治43年に阪急電車が開通したことで近代化が始まり、現在、人口12万人の都市に発展しました。

視察会は、阪急箕面線牧落駅から徒歩5分の中井家住宅を集合場所として、視察会を開催させていただきました。

<中井家住宅>

中井家住宅には、主屋、表門長屋、西蔵があります。外部は、高塀がめぐらされ、庭は、塀で囲まれ、庭門があります。

主屋は、敷地中央にあり、南面しており、入母屋造り瓦葺きで、平面は、六間取りを基本に表列に座敷を並べ、中央に式台、脇に勘定場を

設けています。土間の軸組は太く、重厚感があり、座敷飾りも洗練されており、江戸時代末期の上層農家の好例といえます。

表門長屋とそれに続く高塀は、地域の街並みの景観形成に寄与しているといえます。

また、西蔵は、主屋の北西にあり、2階建の



中井家住宅・主屋 外観

土蔵造りで、屋根は本瓦が葺かれており、壁は漆喰で仕上げられています。

<澤村家住宅>



澤村家住宅 外観

大正時代に日本建築協会が主催した桜ヶ丘住宅改造博覧会の会場に建てられた洋風建築です。

当住宅は、第1回改良住宅設計図案懸賞募集「市街地における一戸建て住宅案」において洋館の第1等で当選した谷本甲子三氏の案を実現したものであり、L字型の平面とアーチ窓を持つ応接室兼書斎が外観を特徴づけています。

敷地は、約100坪あり、木造瓦葺2階建てで2階にも水洗トイレがあり、公共下水道が設置された昭和48年(1973)までは、浄化槽で処



澤村家住宅 応接室兼書斎

理されていました。地下にはボイラー室があり、セントラルヒーティングでの暖房設備があり、コークスを燃料としていたということです。

応接室兼書斎には暖炉があり、現在も使用できるという。

澤村家住宅は、国の登録有形文化財であり、景観法に基づく景観重要建築物にも指定されています。

博覧会会場は、本館と音楽堂や活動写真館などの公園部分と25戸の住宅が建

てられた住宅地とに2分されており、前者は、すべて撤去されましたが、後者は、現在も継承されています。本館にあった郵便ポストを自宅の玄関わきに置かれています。

住宅地は、E.ハワードの田園都市構想などを取り入れ、半円の同心円状の道路とそれと交差する形で放射状の道路構成となっています。

そして、この地区は、都市景観形成地区として箕面市により、平成17年(2005)指定されました。このことにより、建物の変更はもとより、樹木の伐採等についても市へ届け出が必要となっています。



大正時代の郵便ポスト

<高橋家住宅(洋館)>



高橋家住宅(洋館) 外観

高橋家住宅は、阪急電鉄箕面線の箕面駅のすぐ近くにあり、その洋館は、箕面川に接しており、



高橋家住宅の照明

素晴らしい
景観を形成
しています。

明治時代、
文明開化の
象徴として、
上流階級で
は、日常生活
の場としての

和館とお客をもてなす洋館の2種類の建物を敷
地内に建てていました。

これらの建物は、大正
8年に有馬男爵の別邸と
して建てられたもので、
昭和8年(1939)に高橋
家が購入し、現在に至っ
ております。和館と洋館
が現存しているのは、貴
重な例となっています。
特に、洋館は、急勾配の
スレート屋根や出窓等に
イギリス系の特徴のある
意匠であるといえます。
また、家具や調度品も含
めて購入されたので、照
明器具や暖炉等も良好に
保存されています。



高橋家住宅の照明

国の登録有形文化財であるとともに景観法



高橋家のステンドグラス

に基づく景観
重要建造物に
平成20年指
定されました。

箕面市教育委員会

教育長 藤迫 稔氏 メッセージ

平成29年度大阪府登録文化財所有者の会総
会が盛大に開催されますこと、誠におめでとう
ございます。

平素は、大阪府登録文化財所有者の会の皆様
には、大阪府内さまざまなところに残された登
録有形文化財を守り、伝えられておられますこ
とに心より感謝申し上げます。

箕面市におきましても、中井家住宅が大阪府
文化財保護課、大阪府建築士会等色々な関係先
のご協力をいただき、昨年12月に登録をうけ
たところで、厚くお礼申し上げます。

今後は、より多くのかたに地域の文化財や歴
史的遺産等箕面の素晴らしいところを知って
いただくための整備を進めて参りたいと考
えておりますので、これからも引き続き、大
阪府登録文化財所有者の会の会員の皆様方
のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、大阪府登録文化財所有
者の会の今後のますますのご発展と、会
員の皆様のご健康、ご多幸そして今後益々
のご活躍をご祈念申し上げます。

箕面市教育委員会 教育長 藤迫 稔



総会風景(岡本副会長、地村課長補佐、別所会長)

平成 29 年度 大阪府登録文化財所有者の会 第 13 回 総会 議決事項

議案 1 号 平成 28 年度 事業経過報告)

1、総会及び運営委員会の開催

(1) 第 12 回 総会 6 月 5 日 (日)

河内長野市 南天苑

第 1 部 視察会 (参加者 35 名)

長野神社 (重要文化財→西條合資会社旧店舗
(登録有形文化財→南天苑 (登録有形文化財))

第 2 部 通常総会 (参加者 37 名)

(来賓)・河内長野市 教育委員会 和田栄教育長
・大阪府教育庁文化財保護課 地村邦夫課長補佐
・愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会
長谷川良夫会長

議案 1～3 号

討論会：登録文化財の活用手法と話題

1、南天苑での取り組みと現状

- ・南天苑での経緯について
(株) 南天苑 代表取締役 山崎一弘氏
- ・南天苑での「あまみ温泉 南天苑ファン」について
ミュージックセキュリティー株式会社
西日本支社長 杉山章子氏

2、天野酒旧店舗の活用について

大阪府ヘルitageマネージャー 窪添正昭氏

3、歴史的建築物の資金調達の事例について

大阪府ヘルitageマネージャー 分田よしこ氏

4、河内長野市の文化財と植物性修復資材

元河内長野市文化財担当 尾谷雅彦氏

第 3 部 懇親会 南天苑 (参加者 32 名)

(2) 運営委員会 (9 回開催)

6 月 25 日、8 月 23 日、9 月 27 日、10 月
25 日、12 月 2 日、1 月 27 日、2 月 14 日、4 月
21 日、5 月 19 日

2、大阪府ヘルitageマネージャー育成講座等 の開催等

(1) 公益社団法人 大阪府建築士会主催で大阪
府ヘルitageマネージャー育成講座が 10
回開催され、当会からも講師および受講生

としても参加した。そして、大阪府の登録
文化財の所有者に対し、アンケート調査及
びヒヤリング調査等を行い、報告書にまと
めた。又、広報活動として「大阪 3 大城下
町」が作成された。

(2) 「貝塚市における長屋再生とまちづくり
(4 月 3 日登録文化財寺田家の視察と意見
交換会)

3、文化団体等との交流・支援

- (1) 東京登文会の主催で、登録有形文化財の
所有者の会の全国組織結成に向けて、連絡
会議の会合をもった。
- (2) 「京都府国登録有形文化財所有者の会」の
総会に参加し、交流を図った。
- (3) 「愛知県国登録有形文化財建造物所有者の
会」主催の研究会で交流を行った。

4、小冊子「大阪府の登録文化財 (2012 年版)」 の頒布

- ・小冊子「大阪府の登録文化財 (2012 年版)」
の頒布を行った。

5、会報の発行

- ・会報「大阪登文会だより第 11 号」の発行

6、ホームページの充実と更新

7、「大阪府登録文化財所有者の会」のロゴマー クの作成

議案 2 号 平成 28 年度 決算 別紙

議案 3 号 平成 28 年度 決算
監査報告 別紙

議案 4 号 平成 29 年度 事業計画

1 重点課題

(1) 大阪府建築士会主催の文化庁補助事業 (H29年度) について

① 大阪府登録有形文化財ポータルサイト

(事業費 750 万円 : スマホ等で登録有形文化財の検索ができる)

③ 地域の情報発信事業 (MAP 作成) (事業費 90 万円)

④ 大阪府ヘリテージマネージャー育成事業 (事業費 160 万円)

⑤ 登録文化財の活用を通じて保存を学ぶ (事業費 30 万円)

⑥ 登録文化財の一斉公開日 (事業費 30 万円)

⑦ 大阪府登録文化財の保存と活用等の実態調査 (事業費 100 万円)

(2) 所有者の会の全国組織を設立するために必要な事業を行う。

① 他県の登録文化財所有者の団体との交流

・ 京都府国登録文化財所有者の会 (H19.4.22 設立)

・ 秋田県登録文化財所有者の会 (H21.12.6 設立)

・ 愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会 (H23.6.26 設立)

・ 東京都登録有形文化財建造物所有者の会 (H23.12 設立)

・ 和歌山県登録有形文化財所有者の会 (H25.3.23 設立)

2 通常課題

(1) 年間の事業計画や事業報告を行うために、総会を年 1 回開催する。

総会及び運営委員会の開催

(2) 文化財に係わる講演会、フォーラム、シンポジウムを適宜開催して、登録文化財への市民の関心を高め、知識の普及に努めるとともに、交流を図る。

① 講演会等の開催 (それぞれの登録文化財での行事との協力・支援)

登録文化財の活用や相続に関することについて

② 「大阪府の登録文化財 2012 年版」の頒布

(3) 会員の所有する登録文化財に係わる情報交換や活動を支援する。

① 登録文化財で開催されるイベント等を登文会のホームページに掲載する。

② フェースブックを活用する。

(4) 会報の発行を行う。

(5) 会員相互および文化財所有者等との交流会や親睦会を行う。



議案 2号(H28年度決算)及び5号(平成29年度予算)						別紙
収入						(単位:円)
項目	内容	H28年度予算	H28年度決算	備考	H29年度予算	内容
前期繰越金		531,594	531,594		777,486	
会費	2000円 * 150口	300,000	329,000		360,000	2000円 * 180口
懇親会	6000円 * 30人	180,000	162,000		180,000	6000円 * 30人
視察会	500円 * 20人、資料代	10,000	0		10,000	500円 * 20人、資料代
講演会	500円 * 20人、資料代	10,000	0		10,000	500円 * 20人、資料代
事業費	冊子100冊@400円	40,000	90,500		40,000	冊子100冊@400円
雑収入		100	62	金利等	100	
当期収入		540,100	581,562		600,100	
収入合計		1,071,694	1,113,156		1,377,586	
支出						
項目	内容	H28年度予算	H28年度決算	備考	H29年度予算	内容
総会開催費	貸室料、お茶代等	20,000	10,000	講師謝礼	20,000	貸室料、お茶代等
懇親会	総会懇親会30人	180,000	197,994	総会懇親会	180,000	総会懇親会30人
視察会		50,000	7,000	貝塚長屋視察会	50,000	
講演会		50,000	0		50,000	
事業費		200,000	2,750	夏休み宿題展	200,000	
関係団体経費		10,000	5,571	他団体会費等	100,000	
HP関係費		20,000	13,300		20,000	
印刷・通信費		70,000	31,072	年報印刷No11	70,000	
事務費		20,000	17,983		40,000	
雑支出	ロゴマーク作成費等	50,000	50,000		10,000	
予備費		10,000	0		10,000	
当期支出		680,000	335,670		750,000	
当期収支		-139,900	245,892		-149,900	
次期繰越金		391,694	777,486		627,586	
支出合計		1,071,694	1,113,156		1,377,586	
議案3号 平成28年度 決算監査報告						
平成27年度の「大阪府登録文化財所有者の会」の収支決算について、関係書類を審査した結果、収入、						
支出とも適正かつ正確に処理されていることを認めます。						
		監査	小 谷 寛	Ⓔ	神 谷 悠 実	Ⓔ

平成 28 年度文化庁文化芸術振興費補助金文化遺産を活かした地域活性化事業

「大阪府登録文化財の保存と活用等の実態調査」報告書要旨

平成 8 年 10 月 1 日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律により、登録有形文化財の制度が導入された。この制度は、近年の開発や生活様式の変化などによって、社会的な評価を得ることなく消滅しようとしている多くの文化財、特に評価の十分定まっていない近代の建造物を幅広く将来に残すため、指定文化財制度を補完するものとして制定されたものである。登録文化財は種類が多様である上、外観を大きく改変することを除けば、管理・公開上の制約も少なく、重要文化財に比べて、より積極的な活用が可能である。多種多様な種類の登録文化財が公開・活用されることによって、国民の文化財への関心、保護の取り組みへの一層の理解が進むことは間違いない。

登録文化財の制度が導入されて以来、大阪府下では数多くの建造物が登録文化財として登録され、現在は全国的にみてもトップレベルの登録件数となっている。また、平成 17 年全国で初めて登録文化財所有者の会が設立され、それ以降、文化財建造物の保存と活用について熱心に活動し、努力を積み重ねてきた。活動開始後 10 年を経て、登録文化財建造物には、日常的に住居として使用されている建物の一般公開や個人所有の建物の相続・改修などを含めて複雑・多岐な諸問題が関わっていることが明らかになってきた。そこで、今回、大阪府下の登録文化財建造物の保存と活用等に関わる下記の 4 点についてアンケート調査とヒヤリング調査を行い、問題点の一層深い理解と解決への道の探索を行うこととなった。

- ① 登録有形文化財の現状と経過
- ② 登録有形文化財の活用状況と事例
- ③ 登録有形文化財の相続の実態事例調査
- ④ 登録有形文化財の改修等の事例調査

以下に調査の結果とそれについての考察を示す。データを解析するに当たって、回答者を個人、公共団体、学校法人、宗教法人、財団・社団法人、株式会社、その他の 7 分野に分けて、データの整理を行った。これにより解析結果の理解・考察が容易になった。

1. 大阪府登録文化財の現状

大阪府には、平成 28 年(2016)9 月 1 日現在、登録有形文化財は、大阪府内 43 市町村のうち 36 市町村に 224 箇所、619 件あり、上述のように全国の都道府県のなかでもトップレベルにある。

2. 登録文化財の公開・活用

2.1 登録文化財の公開・活用に関する諸問題とその解決・解消

今回のアンケートによれば、回答者が所有する登録文化財は、多くが所有者自身によって日常的に使われている「生きた文化財」であり、まさに登録制度が目指したところが実践されているといえる。しかし、所有者にとっては、個人の住まいや仕事の間が、いわば、「人々の共有財産」ともいえる文化財となることで、いろいろと問題が生じる。所有者と一般の人々との間に立って、このような問題の解決・解消に当たり、その成果を日本のさらに

登録文化財建造物での 公開・イベント実施率 (%)	
個人所有	39%
公共団体関係	54%
宗教関係	24%
登録文化財全体	32%

は世界の文化的活性化に展開するのが登録文化財所有者の会やヘリテージマネージャーの大事な役目の一つである

そのために必要な工夫として、

- ① 所有者同士の集まりの場で、さまざまな情報やアイデアを共有すること、
 - ② 歴史的建造物の専門家や、地域をよく知るヘリテージマネージャーの知識や技術の援助を得ること
- などが考えられる。

公開・活用には費用が要る。「公開」といえば、単に扉を開けて見せるだけのように思う人もあるかもしれないが、家と庭の掃除・植木の手入れなどの準備の手間、当日の会場整理など、さまざまな作業が発生し、またそれに伴った費用もかかる。「イベント」の場合には講師の謝礼金などが加わり、相当な負担になる。これらの費用の捻出は容易ではなく、所有者の持ち出しで行っているものが多い。所有者の持ち出しで何とかなっている、というようなことを続けると、文化財所有者、特に個人所有者の行う公開やイベントが少しずつ減少する可能性が高い。

活用経費	
会費徴収	11件
寄付	1件
国土交通省・文科省などからの補助金	7件
文化財を守る会などの会費	4件
上記のものも含めて所有者の持ち出しはかなりの額になると推測される	

アンケートには、「今のところ日常の仕事、生活の場ですが、興味あるという方には何時でも公開しております」という意見もあれば、「公開をしたいけれど、それなりの人手も必要なので、それをクリア出来る状態ではない」という意見もある。「**一般公開している物件に関しては税の軽減等の措置があっても良いのではないか**」、という意見からは、公開に対する負担軽減の方策が強く望まれていることが分かる。

これまでも文化庁等の補助金による大阪府建築士会の活用支援事業実施の例もあり、税金だけでなく、各種団体の協力を得ながら実施できる体制を検討することも必要であろう。

金銭面の援助も重要であるが、**活用に向けてのソフト面での支援**も重要である。活用については、「登録文化財を改修し、店舗として貸したらマンションに建て替えるより高収益が得られた」という事例もあれば、「外部団体に貸与も考えている」という人もいる。「登録文化財に指定されてからも、特に以前と変わりはなく運用しているが、何か地域に貢献できる有効な利用方法がないかと考えている」のように社会貢献につながる新しい活用を模索している人もいる。

運用方法、活用方法には柔軟な思考も必要である。ここでも、大阪府登録文化財所有者の会ならびにヘリテージマネージャーの支援・協力が求められている。

2. 2 文化財を活用し、その価値・魅力を広く人々に伝え、社会に生かす

登録文化財の活用については、文化庁より、

- (1) 「通りの顔として」（地域の景観をかたちづくる大切な要素）、
- (2) 「機能の維持と公開」（建物本来の機能を維持しつつ公開）、
- (3) 「空間を楽しむ」（建造物空間の魅力を体験）、
- (4) 「地域の交流空間」（まちづくり、観光拠点として活用）、
- (5) 「芸術文化を育む」（文化施設としての活用）、
- (6) 「現代社会に生きる」（複合的な活用）、 が提示されている。

(大阪府教育委員会文化財保護課文化財企画グループ 地村邦夫、登録文化財の現状と今後の展開、<http://www.culture-h.jp/tohroku-osaka/Bun19-TohrokubunnkazaiGenjyouTenkai.pdf>、ならびに文化庁『文化財建造物活用への取り組み 建造物活用事例集第2集』〈平成16年〉参照)

上記の活用のうち、地域の景観をかたちづくる大切な要素である「通りの顔」としての活用は、登録文化財建造物が通りに存在するだけで行われている活用である。登録文化財の外観を通常望見できる範囲の4分の1以上を変える場合は届け出が必要なのはこの点を考慮してのことである。したがって、登録文化財は特に一般公開やイベントを行わなくても、活用されているのであり、所有者はこの点を頭に入れて、かなりの費用をかけて建物の外観の維持・保存にも尽力している訳である。

一方、一般の方々にも登録文化財の意義を理解していただくことが必要である。大阪府登録文化財所有者の会などの関連諸団体は、登録文化財への一層の認識・理解を得るための活動を一所懸命に行うことが求められている。

3. 登録文化財の維持管理

3.1 維持管理の費用

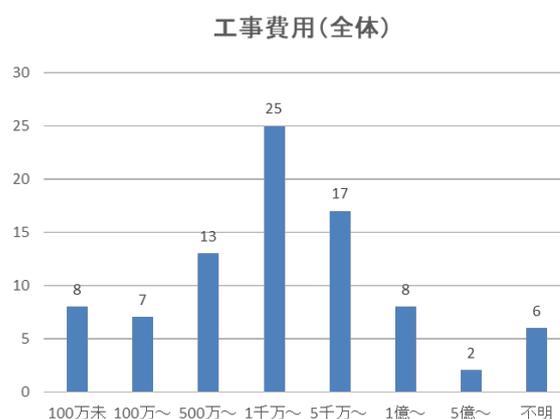
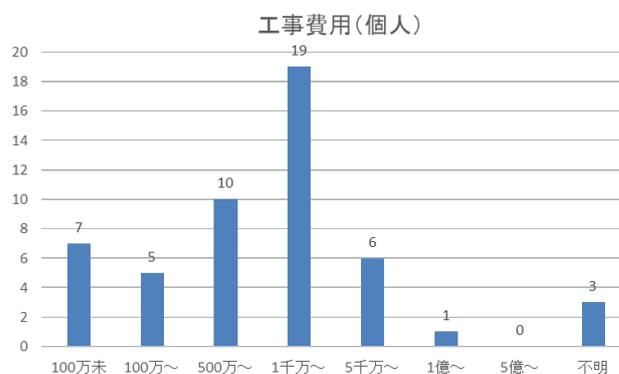
建設から時間を経た建物は、新築時以上に、維持するだけでも手間と費用がかかる。特に個人所有の場合、家族が作り守ってきた住まいや仕事の場であり、愛着をもって守っていく気持ちはあるものの、実際にかかる費用は少なくはなく、加えて作業は煩雑なことが多い。

個人所有者は、基本的にはこれらの費用を自分で賄わねばならない。また、費用面だけでなく、年齢を考えるとどこまで守っていけるかなど、不安に思う気持ちが、頭をもたげても不思議ではない。「(前略) 老朽化していく建物の修理費用の負担があり常に頭をなやませている現状です」という意見は、ほとんどすべての個人所有者の偽らざる心境であろう。

改修工事に対する文化庁からの補助制度はないが、市町村および各種団体等の補助制度があり、活用されている。それらの事例を市町村名、各種団体名および制度名とともに次頁の表に示す。

法人所有や公共団体所有の建造物では、登録文化財としての維持管理費用だけを切り離して考えることが難しいため、今回のアンケート調査では問題点が把握できなかったが、維持管理が楽なわけではない。

法人所有の場合、本来商売を行うため建物を使うことが想定されているため、施設が古くて機能が低いことは、法人にとってはデメリットであり、施設の不断の更新が求められるのは当然である。



登録文化財建造物は、比較的新しい建物に比して、維持・改修の費用が余分にかかる。また、銀行からの借入れを検討する際、その目的が法人の本業に関するかどうかや、法人の経営状態で借入れ等が検討されるため、**銀行等からの借り入れで維持費用を捻出することが、個人所有の場合よりもかえって難しいこともある。**

3.2 維持管理の方法

維持管理の方法・アイデアを求める声もあった。「地下水脈の変化により、地下室の壁、床から湧水しており抜本的な修復工事を行う必要がある。現在は床全面に出て来る湧水を集めて自動運転のポンプで排水するという仮処分でごまかしているが、良き資材や工法があれば知りたいと思っている」は特殊な事例ではあるが、このような問題は、**登録文化財所有者の会の会員を中心とする集まりで披露し、話し合い、解決策を探る必要がある。**

所在市町村	補助金交付者(文化庁以外)	補助制度名
大阪市	大阪市	大阪セレクション再生事業
大阪市	国土交通省・大阪市	HOPEゾーン修景事業
大阪市	国土交通省・大阪市	HOPEゾーン修景事業
大阪市	国土交通省・大阪市	HOPEゾーン修景事業
豊中市	文部科学省	施設整備等補助金
豊中市	国土交通省	地域住宅交付金
吹田市	文部科学省	学校施設耐震改修事業
富田林市	大阪府	石畳と淡い街灯まちづくり支援事業
東大阪市	文部科学省	私立学校施設整備費補助金

時を経た建造物の場合、特に設備の老朽化対策は避けられない。古い木造建築物で戦前の電気配線がそのまま使われているところは、状況によっては、火災が発生する恐れもあるので一度点検を促した方が良いと思われる。

小規模な改修でも、文化財建造物において工事を適切に行うためには、古建築に精通したヘリテージマネージャー等の専門家の関与が望まれる。これらの**専門家に対するコンサルタント料や設計・管理料に対し、適用しやすい補助金制度の設立**が望まれる。

3.3 耐震診断

登録文化財建造物をこれからも長く保っていくには、適切な耐震診断を受け、必要に応じて耐震改修を行うことが強く求められる。

アンケートでは、所有者は耐震に対する意識は強く、近年の耐震診断への自治体の助成や、学校施設等では耐震改修工事への補助金を利用して診断や改修が実施されつつあることが伺える。

しかし、耐震診断・耐震工事共に未着手の物件も多い。特に個人所有建造物の場合、耐震診断や耐震改修への専門知識はなく、工事内容や工事費用の説明を受けてもそれが妥当かどうかの判断はつきにくい。費用も、建物の構造に関わる部分へ手を加えることにより、かなり高額になることが多い。現在の耐震診断や耐震改修工事などに対する補助制度の拡充などを求めると同時に、登録文化財所有者の会などで、ヘリテージマネージャーの建築士の協力等も得ながら、なんらかの対策を講じなければならない大切な問題の一つである。例えば、工事の内容や金額を公開することも文化財所有者の役に立つので、実現できれば良いと思う。

登録文化財の木造建築の場合、ほとんどが**伝統木造***といわれる構造であり、現在、建てられている**在来木造***といわれる壁で地震力に抵抗するものとは異なり、耐震診断を**限界耐力計算**という**費用と時間のかかる方法**で行わねばならず、耐震改修が進まない原因の一つになっている。

そのために、現段階では、耐震診断や耐震工事費に国の補助金が支出される**教育施設**でしか**対策が進んでいない**。

* 伝統木造とは壁にはあまり大きな力を求めず、強力な木の柱(垂直材)と梁(水平材)を組み合わせ、柱を貫通する水平材を多用して建てた家で、その構造の美しさも大きな特徴である。在来木造は構造用合板の壁と筋交いや付属金物を多用して耐力、すなわち外力に抵抗する力を生み出す考えで作られた家である。現在、木造の 99%が在来木造と言われている。地震の時に、伝統木造は免震的で地震の揺れが各部で吸収されて地震エネルギーが建物に伝わり難く、阪神・淡路大震災では、建物本体・収容物ともに被害を受けず、安全性が実証されたという。外力を受けても、しなったり曲がったりして力を逃がす木の柔軟性を生かした構造が安全性の向上に役立っているものと思われる。一方、在来木造は耐震的で地震力に構造自体の力で対抗しようとする構造である。現在、建築基準法が耐震を基本として制定されているので伝統木造の住宅を造るのは難しいが、ビルなどでは免震構造の方が地震などに有効であることが実証されて採用が増えてきているそうである。(一般社団法人伝統構法耐震評価機構 <http://www.doutekitaishin.com/dentou> および、増田一真「激震に生き残る伝統木構造の家」参照)

耐震診断を受けていない建物が、特に個人所有と宗教関係の建物で目立つのは心配である。宗教関係の建物はもともと頑丈につくられているかもしれないが、個人所有の建物の場合が特に気になる。

耐震診断をしたという回答者 21 名に対し、聞き取り調査を行ったところ、**耐震改修法に基づく診断をしているのは 11 件**で、うち 1 件は調査中である。その結果、**改修工事の必要がない建物は 4 件**であった。これらはすべて鉄筋コンクリート造の建物で内 3 件が学校施設である。他の建築物の大部分は、**改修工事が行われている**。他の 10 件は、建築士や大学教員等の意見を聞いたもので、10 件中 2 件が改修されているに過ぎない。

4. 登録文化財の固定資産税

登録文化財建造物の固定資産税は 2 分の 1 に**減免**されるが、今回の調査結果を見ると、**固定資産税の算定時にこの減額制度が適用されていないもの**がかなりあった。

ただ、この固定資産税の減免は、敷地を含まず、建物だけである。「**せめて固定資産税を土地も含めて全額免除**願いたい。登録文化財の主旨からすると『建物だけ』と云う理由は判りますが、その土地に建っていてこそその文化財であり、**土地をはずすわけにはいきません**」という意見が出るのは当然である。「文化財建造物が空中に浮くことができないことぐらい誰でも分かっている」ことであって、**建物は、敷地と一体のものとして存在する**。にもかかわらず、敷地の税金が減額されないのは、理屈の話ではなく、**減税をなるべく少なくしたい**という考えに基づくものであろう。

一方で、上述の通り、文化財建造物の維持・管理にはさまざまな手間・時間・費用がかかるし、公益的な活用を積極的に行っていることなどを総合的に考えて、一層の減免を求める声を広げていくべきであろう。

登録文化財建造物は古いので評価額が低く、固定資産税の実際の減税額は小さく、文化財所有者にとっての恩恵はあまり大きくない。この固定資産税の 2 分の 1 の減額は、**国が登録文化財の存在を非常に重要視していることの一つの証**として受け取り、それを一般市民に周知徹底するために上手に使うのがよいと思われる。

なお、市町村によっては、敷地の固定資産税が30%程度減額になっているところが、いくつかあることを述べておきたい。例えば、神奈川県伊勢原市では、「伊勢原市税条例施行規則第5条(4)カ」に「文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録され、同法第58条第1項の規定により告示された登録有形文化財である家屋の所有者に対しては、当該固定資産に係る税額の全額を免除する。」と明示している。鳥取県智頭町では、登録有形文化財に係る固定資産税の減免措置要綱第2条「この要綱に定める減免措置は、有形文化財登録された建造物である家屋及び屋敷の敷地（以下「対象資産」という。）について適用する。」第3条「減免する額は、対象資産に係る当該年度分の課税標準額の合計の50%とする。」と明示している。

個人所有者の税負担も大きいですが、法人には法人ならではの問題もある。登録文化財を継承していくには、最終手段として理解ある方への売却という選択肢がある。しかし法人の場合、不動産売却による利益と本業での利益が合算して課税され、それによって税率が上がると、本業の利益が圧迫されることが起こり得る。法人としての業務を継続するには、売却ができず、建替えという手段しか残らない場合もある。

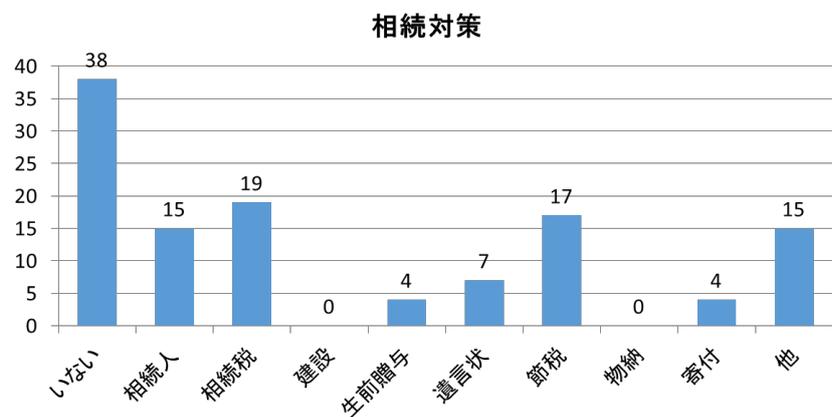
5. 登録文化財の相続

5.1 登録文化財の相続に関わる諸問題

登録文化財の建物を登録して以降の相続の発生は、個人所有の文化財18件、宗教関係2件、株式会社1件と、あまり多くはないが、所有者の年齢構成から考えて、今後個人所有の文化財で、かなりの率で増加する可能性が高い。個人所有の文化財相続の発生時期は平成8年以降に時期に寄らずに少しずつ発生している（右表参照）。

個人の相続発生時期	
平成8～15年	8件
平成16～20年	7件
平成21年以降	11件
不明	0件

今後の相続対策についての設問への回答の殆どは個人所有者からのもので、心にかけておられるのは相続人の選択、相続税の税額、節税対策、生前贈与、遺言状などである（右図）。登録文化財の相続人は、圧倒的に子供が多く、配偶者、孫がこれに続いている。多くの個人所有者が相続人の選定と節税対策に



強い興味を示しておられるのは当然としても、個人所有者が平均的にはかなり高齢であるにもかかわらず、相続問題に考えを及ぼしておられない人が相当おられるのは何故であろうか。若年の方からの回答のみとは考えにくい数字であり、「相続問題をまだ考えていない」というよりは「相続問題を考えあぐねている」という意思表示と解釈した方が良いのかもしれない。

相続人がいないという回答がかなり多いことにも注意を払っておく必要がある。

5.2 登録文化財建造物とその敷地の相続税にかかわる特例措置

登録文化財建造物には、相続税を「相続財産評価額（土地を含む）を10分の3控除する」と

いう措置がとられているが、今回の調査結果を見ると、所有者がこの特例措置を正確に知らない場合が少なくない。「土地については、家屋の敷地とともに、その文化財建造物である家屋と一体をなして価値を形成している土地がある場合には、その土地の価額は、本項の定めを適用して評価することに留意する」とされているが、建物の下の部分のみだと解釈されていた方がおられた。登録文化財所有者の会の責務として、所有者に周知徹底する必要がある。

なお、この制度の減額率については、これを2分の1に増額すべしとの要望が、文化庁・文部科学省から財務省に出されている。これは、平成29年度税制改正（租税特別措置）要望事項（文化庁 文化財部 参事官（建造物担当））で、文化財建造物である家屋及びその敷地の相続税額の財産評価額については、現在、重要文化財は10分の3、登録有形文化財及び伝統的建造物は10分の7とする特例措置が講じられているところ、重要文化財は10分の1、登録有形文化財及び伝統的建造物は10分の5にそれぞれ優遇措置を拡充することで、文化財の確実な継承を図るとともに、観光資源として活用を図ることを目的とするものである。制度名は「文化財建造物である家屋及びその敷地の相続に係る特例措置の拡充」で、この制度の実現による平年度の相続税の減収見込額は5.44億円である。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/request/mext/29y_mext_k_05.pdf

この制度は平成29年度は実現しなかったが、日本の登録文化財の維持保存のために是非とも必要なものなので、今後の推移を注視する必要がある。

若し、登録文化財の土地・建物の相続税を全廃しても、徴収税額減少の推定値は約11億円である。

5.3 我が国の相続税制度と文化財保存

相続税制度は、被相続人がその死に至るまで固定資産税を支払いつつ国土の一部を守護してきたことに見向きもせず、相続人に高額な税金を課すという誠に理不尽で非科学的な税制である。特に、その土地が個人住宅の敷地のような場合には、その感が一層強くなる。さらに言えば、その住宅が登録文化財のような建造物で、相続人が高額な相続税を払いきれず、土地・建物を売却したような場合には、文化財の喪失、さらには土地の買い手次第では国土の喪失にも繋がる重大事を引き起こしかねない。

外国では、イタリアやカナダ、シンガポール、オーストラリアなどの国には相続税がない。また、福利厚生が厚いと言われている北欧諸国も相続税を廃止している。そのほか、中国やインド等にも相続税がない。このように世界中を見渡せば、相続税がない国は多い。また、現在、相続税制度を採用しているイギリス、ドイツ、フランス等も、相続税制度を廃止する方向に進んでいる。一方、中国やインドなどの国では、相続税制度を採用しようとする動きも出てきているようなのは多少残念なことである。

(<http://www.happy-souzoku.jp/souzoku-11950.html> より抜粋)

日本国民は11億円の税収と登録文化財の保存のどちらを選ぶのであろうか。日本国民の文化的判断に期待したい。

登録文化財所有者は、登録文化財建造物の敷地以外にもかなりの土地を所有している場合が多い。したがって、登録文化財建造物とその敷地の相続が問題になる時には、これらの土地の相続も同時に問題になっている筈である。所有する土地から相続税を支払うことのできる収入を得ているのならよいが、そうでなければ、この土地も売却するかもしれない。そうすれば上

記と同様の問題を引き起こす可能性が出てくる。それよりは、相続税を廃止して日本を守った方が良くはないだろうか。高額な相続税のために、日本の土地のかなりの部分が外国人の所有になるようなことは絶対に避けねばなるまい。

土地の相続税の相続税総額中の比率は次のようにして推測できる。例えば、平成 26 年度の土地の取得財産価額は 5.146902 兆円、課税財産価額の総額は 11.476629 兆円なので、前者を後者で除した値、すなわち 0.448 が土地に関する相続税と考えてあまり大きな誤差はないと思われる。https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/sozoku2014/pdf/05_kazeijokyo.pdf の最終ページ) 平成 26 年度の相続税の決算額は 18,829 億円

http://www.soumu.go.jp/main_content/000415647.pdf なので、土地に関する相続税の推算値は 8,435 億円である。土地相続税の廃止に伴う徴収税額の減少額の推定値は 8,435 億円である。平成 28 年度の相続税収の予算総額は年間 1.921 兆すなわち約 2 兆円、平成 25 年度の相続税収の決算額 1.5743 すなわち約 1.6 兆円である。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/141.htm

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h28pdf/201614702.pdf 国民一人当たり 1~2 万円の負担に相当する。しかも、土地の相続税は、このうちの半分以下である。たとえ全廃しても、それによる税収損失が予算的工夫の限界を超えた金額になるとは筆者には思えない。

なお、相続財産の金額を財産の種類別にみると、平成 27 年分 (%) では、土地 38.0 (平成 26 年 : 41.5)、家屋 5.3 (平成 26 年 : 5.4)、現金・預貯金等 30.7 (平成 26 年 : 26.6)、有価証券 14.9 (平成 26 年 : 15.3) である。<https://www.happy-souzoku.jp/souzoku-13495.html> 土地の相続税が相続税総額の半分以上になることは無さそうである。

5.4 平成 27 年 1 月の相続税制度の改正とその効果

平成 27 年に相続税の基礎控除額の算定方式が次のように変更された。この制度の改変により基礎控除額が減少し、当然のことながら課税対象となる被相続人の数は下表に示したように大きく増加した。

従来 : 5,000 万円 + (法定相続人の数) × 1,000 万円

改正後 : 3,000 万円 + (法定相続人の数) × 600 万円

その結果として、下表に示したように、相続税額と課税価格は増加したが、被相続人一人当たりの相続税額と課税価格はむしろ減少している。つまり、富裕層の相続税負担はあまり変わらず、準富裕層の負担が増えたというごくありきたりの結論が数字で示されたということになる。

	被相続人	課税対象の被相続人数	課税対象の課税価格	相続税額の合計
平成 26 年	127 万人	56239 人	11.4766 兆円(2.0407 億円)	1.3908 兆円(2473 万円)
平成 27 年	129 万人	103043 人	14.5544 兆円(1.4126 億円)	1.8116 兆円(1758 万円)

*金額の単位は円、カッコ内の数字は被相続人 1 人当たりの金額

5.5 相続税問題解決への道

相続税の減額あるいは廃止に関する意見・要求は、多くのアンケート回答者から寄せられている。「登録文化財に係る土地・建物を相続税の対象から外さなければ、維持・継承は困難になっ

てくると考えます」や「相続後に引続き利用、保存する場合は相続税を建物、土地共非課税とすることを要求します」がそれらの代表的なものである。相続税支払の猶予を求める声が強いが、相続税の3割減免により金融機関の担保評価も3割減になることを懸念する声もあった。

文化財問題に限られることではないが、**問題の解決に国や地方自治体の多角的な支援は欠かせない**。そのためには、現在の関連制度等を関係者が的確に把握していることが必要である。**文化財所有者はもちろんのこと、自治体の担当職員、ヘリテージマネージャー等の専門家、地域の方々、一般の方々も含めて、さらなる情報共有が望まれる**。当事者の所有者にさえ、相続等の際に、重要な情報が引き継がれないままになっていることもある。また、優遇措置や支援制度も年々変更が行われているが、その度に十分一般に周知されているとはいえない。

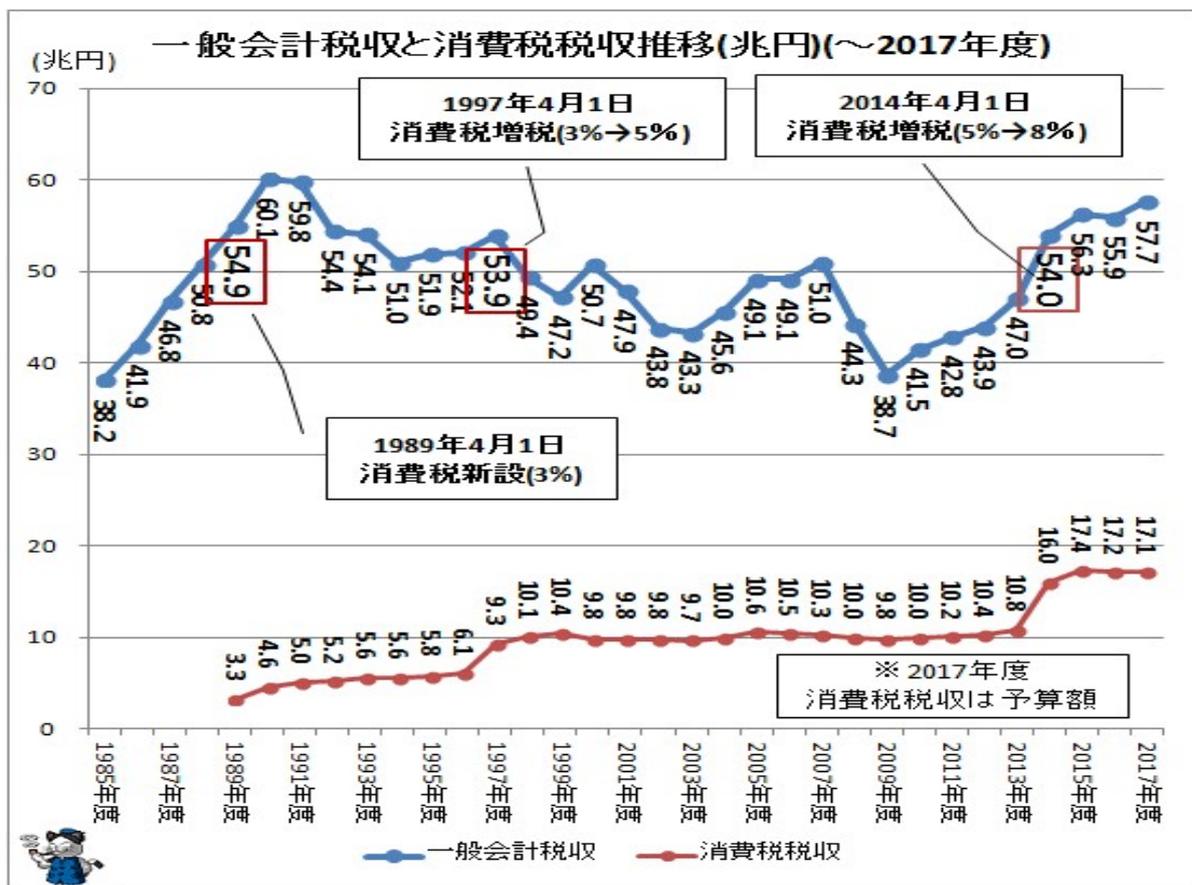
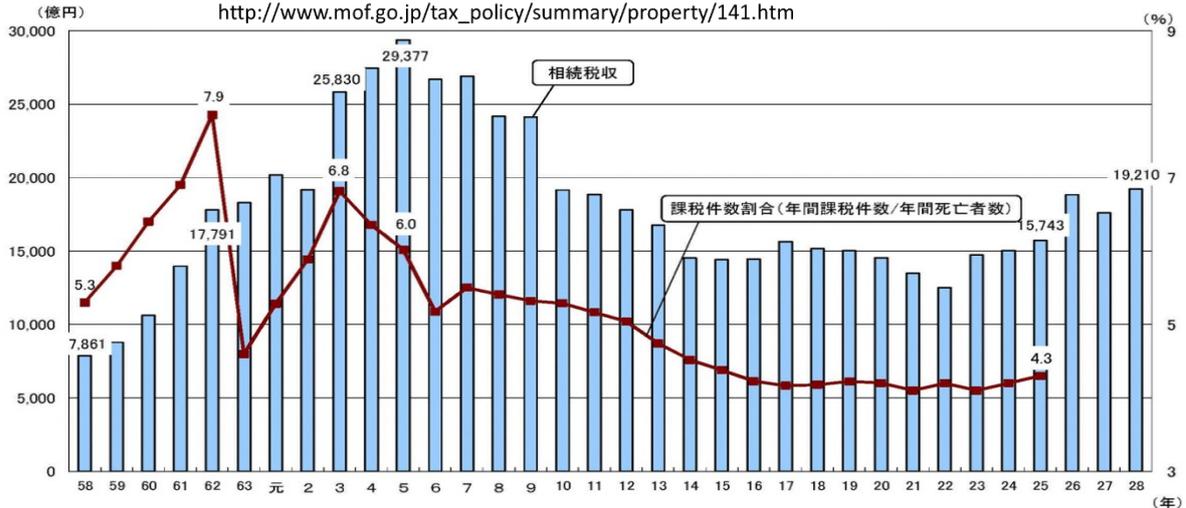
如何に万全と思われる対策を講じても文化財の消滅は起こり得る。この様なことを出来るだけ防ぐために、**登録文化財所有者の会の会員を中心とする集まりで実情を話し合い、情報共有を図りつつ、問題の解決に努めることが肝要**である。このような問題や懸念は、当事者のみで考えるよりは、関係者が集まって考える方が適切な解決策の見つかることが多い。そして会合を数カ月の間隔で継続的に開くことで、**前回に提示された問題の解決策が次回の会合で発表されたりして、会合の効果の上がることが多いのである**。

「土台から屋根まで修理せねばなりません。ある建設会社で予算を出してもらったのですが、1億円だと云われました。もっとお安く出来るところをご紹介下らないでしょうか。費用に困っております」「相続などこれからの事は皆様のお話をきいたり、市などから良きアドバイスがいただけたりしながら、やっていけたら幸いです」「継承の問題、永続的に維持できる仕組みを作りたい」「放棄された文化財を公共の公園に集めて維持・管理し、公開・活用することはできないだろうか」などの意見がアンケートに提起されている。このような問題を考える時には、所有者だけでなく、行政をはじめ外部の適切な識者の意見も聞くことが大事である。登録文化財所有者の会などが窓口になり、勉強会やシンポジウムを開催して問題解決に繋いでいきたいと思っている。

下図に相続税の課税件数割合と相続税・贈与税の推移を示す。平成28(2016)年4月現在の1年間の相続税・贈与税収は19210億円すなわち1.921兆円、また平成25年度の課税件数割合(年間課税件数/年間死亡者数)は僅か4.3%である。一方、2016年度の消費税税収は17.2兆円である(16頁の図参照)。しかも、日本の消費税率は2017年1月現在で世界の主要国間で最低である。すなわち、スウェーデン25%、イギリス20%、ドイツ19%、フランス20%、EU15%以上、日本8%である https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm#a03。これらのことを考慮すれば、我が国の相続税、特に5.3に述べた国土の喪失につながりかねない土地の相続に関する相続税は、低額にするか、あるいは廃止すべきであると愚考する。なぜならば、若し土地の相続税廃止に伴う税収減を他の税収で補う必要があるのであれば、消費税の0.5%程度の増税で賄えるからである。このようにして国民の全てが国を守るための税金を負担する方が国民の0.1%程度の方がそのための金を負担する方式(5.4参照)よりも適切な納税制度といえると思うが如何であろうか。このような問題をいろいろな立場の人間が十分な時間をかけて徹底的に話し合い議論をする機会を作りたいと思っている。

相続税の課税件数割合及び相続税・贈与税収の推移

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/141.htm



この種の提案をするに当たって大いに気になるのは、今の日本人がこのような議論に耐えるだけの能力・習慣・態度を身に着けているだろうかということである。意見の違う者同士の議論が白熱しても相手の人格を否定したり、意見の違う相手によって自分の人格が否定されたと思ったりするようでは、議論は成り立たないし適格な結論を導き出すことは難しくなる。どんなに激しい議論も、紳士淑女の話し合いでなければならない。日本人の大部分をそのような能力と習慣を身に着けた国民に育て上げる教育が求められている。それは小学校上級から始めねばなるまい。そして、その教育を行う使命と責務を担っているのは教員だけではない。国民一人一人である。このことを自覚した国民が日本と世界の平和な発展に貢献する社会の到来が遠からぬことを期待して稿を終える。

平成29年度文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）

事業名	事業内容
大阪文化財ナビ https://osaka-bunkazainavi.org	大阪府登録文化財の情報発信とサイト閲覧者の文化財についてのデータ収集の便を図ることを目的としたポータルサイトの構築である。具体的には、大阪府下の文化財についての説明や写真やグーグルマップと連動したMAPが建物ごとにページをもつ。このサイトはそれ以外に、観光、防災、災害対策、インバウンド、情報交換などの機能も備えている。地域別検索や登録文化財に関するイベント情報等のニュースの発信、閲覧者からの意見の聴取機能も持っている。今後は動画や多言語化を行っていく。
富田林寺内町建築マップ	丁寧に解説した、折りたたみマップで富田林寺内町重伝建地区を紹介することで、マップを手にした皆さんの大阪府内歴史文化遺産への興味をひろげることができた。また事業協力団体が連携する企画やまち歩きの企画なども派生している。さらに、地域教育の教材としても活用され、若年層の地域や歴史文化遺産への関心を高めるきっかけとなると思われる。このように、歴史と観光、教育をつなぎ、異なる地域をつないで、大阪府内の歴史まちづくりに貢献できたと考える。なお、マップの配布先は大阪府建築士会会員をはじめ、富田林市と地域のまちづくり団体、大阪府教育庁など、計10,000部である。
ヘリテージマネージャー育成事業	本年度は建築士や、文化財所有者、文化財関係職員、文化財理解者等23名と補講受講者14名が受講した。このうち修了生は計23名であった。また同ステップアップ講座には本年度受講生・修了生・その他を含め合計86名（1回目は33名、2回目は53名）が受講した。ヘリテージマネージャーを育成することによって、さらなる文化財建造物の発見及びすでに指定されている文化財建造物や登録文化財等の保存と活用を推進する人材が育ってきている。また同講座の修了生に次年度の運営に参加してもらうことになっている。
文化財の活用を通じて保存を学ぶ	受講者はまず登録文化財の所有者がどのように活用・保存しているかを知り、それを通して、活用・保存のきめ細かな知識を習得するとともに、その問題点も把握できた。また、受講者は、その考察の過程で文化財所有者とその関係者、古典芸能の演者、他の受講生などと質疑応答や議論を繰り返して、生じた疑問の多くを速やかに解消できて、日本文化についての深い洞察を行うことができた。また、受講者がここで得た日本文化についてのいろいろな知見が、普段古典芸能や文化財とあまりかかわりのない一般の人たちにも受講生の人的ネットワークを通して広がっていくことができた。それぞれ回がバリエーションにとんだものであり、参加者には好評であった。今後はこの経験を活かしてガイドとして活躍を期待する。（のべ63名）
登録文化財一斉公開事業	豊中市の奥野家住宅および旧羽室家住宅と箕面市にある中井家住宅を一斉に公開した。奥野家住宅では、近くを散策していた、まち歩きのグループ（2-30人）も訪れ、喜んでもらった。市民に見てもらうことで、文化財に親しんでもらうという目的はある程度達成できた。（のべ106名）
大阪府登録文化財の保存と活用等の実態調査	前年度に引き続きヒアリングを行った。文化財それぞれ実態はケースバイケースであり、所有者の苦勞・問題点が明確になってきた。実態調査の結果を報告書にまとめ、保存と活用についての問題解決への一つの方向性を示すことができ、所有者は、保存と活用について問題点と解決策への認識を共有することができた。その結果、地域の文化遺産としての登録文化財の保存と活用について現在より好転する方向へ進むことができ、ひいては地域活性化への一助となった。また計2回のフォーラムを行った。活用に関する経済的問題などについて意見交換し、盛況であった。

平成29年度大阪府ヘリテージマネージャー育成講座内容

公益社団法人大阪府建築士会

回数	日程	内容	会場	講師
1	8月26日 (土)	オリエンテーション	大阪 倶楽部	阪田晴宏 (公社)大阪府建築士会 ヘリテージ部会担当理事 大阪府ヘリテージマネージャー
		歴史的文化遺産の活用と保存の推進		西 和彦 文化庁文化財部 参事官 (建造物担当)調査官
		大阪府内の文化財		神谷悠実 大阪府教育庁文化財保護課 文化財企画グループ副主査
		登録文化財とヘリテージマネージメント		畑田耕一 大阪大学名誉教授 大阪府登録文化財所有者の会 名誉会長
2	9月9日 (土)	社寺建築考察	四天王寺	櫻井敏雄 元近畿大学・大谷大学教授 文化財審議会委員 (松原市、河内長野市他)
		社寺見学		
3	10月7日 (土)	民家の間取りと構造	日本 民家集落 博物館	中川 等 大阪産業大学准教授
		歴史的建造物の調査と評価		
		日本民家集落博物館見学		
4	10月21日 (土)	長屋と郊外住宅地	寺西家 住宅	和田康由 元大阪市立都島工業高等学校 講師
		長屋見学他 昭和町まち歩き		小山隆輝 丸順不動産株式会社 代表
5	11月4日 (土)	歴史的建造物の耐震補強(木造)	中央電気 倶楽部	西澤英和 関西大学教授
		歴史的建造物の耐震補強(非木造)		
6	11月18日 (土)	文化財活用演習: 旧吉村家住宅周辺まち歩き	旧吉村家 住宅 (貝塚市)	南川孝司 NPO摂河泉地域資源研究所 理事長 大阪府ヘリテージマネージャー
		文化財活用事例紹介		高田 昇 ㈱COM計画研究所代表
		文化財活用演習: 旧吉村家住宅現地実測調査		小原公輝 輝建設株式会社 代表取締役会長 大阪府ヘリテージマネージャー
7	12月2日 (土)	大阪の都市史と街並み	綿業会館	岡絵理子 関西大学教授
		船場の近代建築見学		笠原一人 京都工芸繊維大学助教
8	12月16日 (土)	建築基準法の変遷と 現行法から見た文化財修理の課題	芝川ビル	横内伸幸 大手前建築基準法事務所株式会社 代表取締役
		文化財と防災		室崎益輝 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 研究科長 教授
9	1月20日 (土)	文化財活用演習発表	大阪府立 中之島 図書館 本館	小原公輝 寺西興一 青山修司 大阪府ヘリテージマネージャー 協議会
		歴史的建造物の維持管理と活用等 ～登録文化財所有者の立場から		
		育成講座総括		阪田晴宏 (公社)大阪府建築士会 ヘリテージ部会担当理事 大阪府ヘリテージマネージャー

平成30年度文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）

事業名	事業内容
大阪文化財ナビ https://osaka-bunkazainavi.org	大阪府登録文化財の情報発信とサイト閲覧者の文化財についてのデータ収集の便を図ることを目的としたポータルサイトの構築である。このサイトは大阪府下の文化財についての説明や写真やグーグルマップと連動したMAPの他に、観光、防災、災害対策、インバウンド、情報交換などの機能も備えている。地域別検索や登録文化財に関するイベント情報等のニュースの発信、閲覧者からの意見の聴取機能も持っている。平成30年3月28日公開をした。本年度は英語の翻訳を行う。
建築マップ	地域の文化遺産を広く一般に情報発信することを目的とする建築ガイドマップを作成する。今年度は大阪府南地域の建築とまちなみの魅力を再発見して一般市民向けに発信する。地域の町歩きイベントなどと連携することによる相乗効果を期待する。
登録文化財説明板	登録文化財についての認知度はまだまだ低く、また建物についての情報もまだ少ない。また、所有者・関係者が24時間在中しているわけでもない。そこで、説明板での建物の説明を記載することでその建物の認知を図る。また、QRコードを掲載することで、登録文化財ポータルサイトである大阪文化財ナビとの連携を行うことができる
ヘリテージマネージャー育成事業	地域の文化遺産の保護・活用に関する専門家（ヘリテージマネージャー）を育成するための講習会を行う。
文化財の活用を通じて保存を学ぶ	登録文化財の所有者とその活動支援・協力者を含む一般市民が登録文化財の活用について、実地にかつ詳細に学習するための学習会。
文楽のススメ	中之島図書館は、文楽の舞台となった船場に近く、資料も多く残っているので参加者は風土や歴史的側面でも文楽に触れることができる。そして、そこで育った文楽の大夫による素浄瑠璃を行うことと、その船場地区の今昔について自らの経験と文楽と関連して話してもらうことができ、文楽の普及と船場地区の認知を図る。その結果文楽の維持保存の一助となる。

<平成29年度 美装化事業>

平成29年度から登録有形文化財の建造物について初めて工事費に対する補助制度が認められた。正式名は、「美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業費補助」といい、建造物の公開部分を美しく保ち、観光資源としての魅力を向上させるためのもので事業費の50%が補助される。平成29年度、大阪府では、青山ビル(12,236千円)、芝川ビル(5,194千円)、山本能楽堂(14,504千円)、西條合資会社旧店舗(22,130千円)、吉田家住宅(7,824千円)、新井家住宅(7,652千円)が、認められ工事が行われました。(文化庁 補助金交付一覧による)

(注) ()内金額は、補助対象事業費でその50%が補助金

別所俊顕会長を偲んで

大阪府登録文化財所有者の会別所俊顕会長が平成30年1月6日逝去されました。享年75歳。あまりにも早い旅立ちでした。別所会長が名誉宮司を務められていた少彦名神社と私の青山ビルとは隣接しており、敷地に兄弟木もあることから私の祖父の時代よりお世話になりました。また、私個人といたしましても、大阪府登録文化財所有者の会や船場地区の各種団体、そして大阪青年会議所などの会でご一緒させていただくことや、単に食事やお茶をしながらきさくに雑談をさせていただくなど、ご一緒させていただくことが数多くありました。

思い返しますと、本当に多くのことを会長に教わりました。その中でも私にとって大きな学びの一つは「静かなリーダーシップ」でした。忍耐強く慎重に良識を持って行動し、実践的で責任ある方法によって問題の解決を試みるというまさしく「静かなリーダーシップ」を実践された方だと私は思っております。それゆえに数多くの団体で別所会長を望む声が多かったのだと思います。そしてその期待にみごとに応えてこられました。

癌が見つかったからでも会長は変ることなく様々な職務に邁進しておられました。本当は抗がん剤治療で体調が悪いなかでもそのそぶりを見せることなく、いつものようにおしゃれでユーモアたっぷりに対応しておられました。私個人としてはもっと休んでいただきたかったのですが、会長は不屈の精神力と強い責任感で大丈夫と笑って参加しておられました。そして、苦しいはずの病室のベッドからも、自分のことではなく、登録文化財の会や登録文化財の保存についてなど様々なご指示やお教えをいただきました。そのことを私は生涯忘れることはできません。

今後は、少しでも別所会長の意思が実現できるよう登録文化財の保存に微力ながら邁進していく所存です。どうか、私達をお見守りください。ご冥福を心からお祈り申し上げます。別所会長、本当にありがとうございました。(事務局長 青山修司)

<平成29年度 新入正会員のご紹介>

- ・川本 薫 氏 名称：旧海野家住宅（泉大津市助松町3丁目10番37号）
- ・宗教法人 天野山金剛寺 名称：金剛寺本坊持仏堂ほか13棟（河内長野市天野町996）

<あとがき>

平成17年に全国で初めて「登録文化財所有者の会」が大阪府にでき、14年目を迎えました。この間、登録有形文化財の件数は、大阪府では、324件から平成30年に687件と2.1倍になり、同じく全国的には、4997件から11,690件と2.3倍に増加しています。「所有者の会」の組織も大阪府に続き、京都府や愛知県、東京都などにもでき、現在、9都府県に広がり、全国的な組織の成立を目指した連絡会が昨年結成されました。このように進展を続ける登録有形文化財ですが、一方、所有者の高齢化による後継者問題や建造物の老朽化による改修の必要性などにより、その存続が危ぶまれている事例がでてきています。登録有形文化財が経済的価値をもっている場合は、対応策も考えられますが、ほとんどの登録有形文化財は、そうではありません。また、公共団体が所有する登録有形文化財でも税金を投入するためには、議会・住民の同意が必要です。

私たちは、登録有形文化財を保存する意義について住民とともに考えていくことが重要だと考えております。（寺西興一）